

民法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 認知について反対の事実があるときは認知された子の国籍の取得に係る規定は適用しないものとする国
籍法の一部改正規定を削除すること。
(第三条関係)

二 その他所要の規定を整理すること。